
◎議案第 3号 白老町子ども医療費助成条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第3号 白老町子ども医療費助成条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議3-1をお開きください。議案第3号でございます。白老町子ども医療費助成条例の制定について。

白老町子ども医療費助成条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月19日提出、白老町長。

続きまして、議3-5をお開きください。議案説明でございます。白老町子ども医療費助成条例の制定について。

中学生までの子どもに係る医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見、早期治療につなげ、子どもの健康増進と子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実に図るため、本条例を制定するものである。

続きまして前のページの議3-4に戻っていただきます。附則でございます。

（施行期日）

第1項 この条例は平成27年7月1日から施行する。

2 この条例は、施行日以後に医療を受けた日の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

白老町子ども医療費助成条例

（目的）

第1条 この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

- (4) 医療費 対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
 - (5) 附加給付 医療保険各法の被保険者又は組合員及びその被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、第43条第1項又は第44条の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。
 - (6) 基本利用料 医療保険各法の規定による訪問看護療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に関する給付の額に当該医療保険各法の規定による一部負担金の割合を乗じて得た額をいう。
 - (7) 食事療養標準負担額 健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、
医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、町の区域内
に住所を有する世帯に属すると認められる子どもとする。ただし、次の各号の一
に該当する者は、除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子ども
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型療育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている子ども
- (受給資格者の認定)

第4条 保護者は、町長に受給資格の認定を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、白老町乳幼児等医療費助成条例(昭和48年条例第27号)若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年条例第28号)の規定において同様の申請をしたときは、当該申請を省略できるものとする。

(助成の範囲)

第5条 町長は、受給資格者に係る医療費から食事療養標準負担額及び附加給付される額並びに白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定により助成される額を控除して得た額を保護者に対し助成する。ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31

日までの者にあつては、入院に係る場合に限る。

- 2 町長は、受給資格者に係る第2条第6号に規定する基本利用料から白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定により助成される額を控除して得た額を保護者に対し助成する。ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者を対象とする。

(助成の申請及び申請期間)

第6条 前条の助成は、保護者の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して2年以内とする。

(届出の義務)

第7条 受給資格者がその資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があったときは、保護者は、その旨を速やかに町長に届出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定において同様の届出をしたときは、当該届出を省略できるものとする。

(損害賠償等との調整)

第8条 町長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し、損害賠償又は独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づく災害共済給付その他制度等により第5条に規定する助成の範囲において支給を受けたときは、その価格の限度において助成される額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、施行日以後に医療を受けた日の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。ようやく出てきたというふうに思います。町長の公約でもありました中学3年生までの医療費の無料化ということで、まずは入院に対してのものなのですが、私は今までも少子化対策で質問をしてきました。自治体によって財力があれば中学3年生まで医療費が無料化ですと。そのことが人口が集まったりだとか、いろんなそういう差があるわけです。同じ日本の子供として生まれてきて、その住むところによって、その対応が違うということはすごい残念なことだというふうに考えております。そのことで私どものほうで今回意見書を出させていただきました。というのは、この医療費を助成すればするほど町の国からの財源措置の分が減らされて町の持ち分がふえるのです。そういうことからやはり町の財源がなければできないという、この今子育て支援をたくさんしよう、それから助成をしよう、そして地方創生で本当に国、まちをよくしていく、人口をふやしていくというときにそういう差があってははいけないというふうに思っていました。今回これを国の制度としてやはり統一してやっていくべきだろうという意見書を出させていただきました。そういうことで町としても国に対してやはりこういったことを全国共通で、消費税も上がってきますし、社会保障制度の中できちんとこういったことを統一化するべきではないかということをお願いしていくべきではないかというふうに思いますが、その辺伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず基本的な考えとしては私のほうも同様に考えるところです。ということは、いろんな制度の中で国の制度があったり、都道府県の制度があったりという中で各自治体が上乗せしている制度があると。それこそ従前からお話している部分としては、上乗せ、横出しをやめましょうというような取り組みといいますか、そうしなければならないというような状況も白老としてはあったと。そのことによって今ご指摘のあるように各自治体で取り扱いが違うのではないかなというようなことが多々あります。今回もやはり医療費の助成ということにつきましては、他自治体ではもう先駆けて当然やっている制度でございますけれども、遅ればせながらといいますか、町長の公約の中でまだ一部ですけれども、こういうような仕組みがスタートしたというようなことといえば、今ご質問といいますか、ご指摘のあるように少子高齢化の中で人口減少問題の総合計画といいますか、そういう中の一つの検討項目としてやはり国が人口対策として一つの政策として考えてもよろしいのかというのは、今ご指摘の部分でも私もそうかというふうに思っています。各自治体が上乗せというのは、やはりここまでの制度ではまだ足りないから上乗せしましょうというように、各自治体が苦労して工夫しながら自己財源でやっているところだと思いますので、そこは逆にその制度を運用するところは多くなるということはもうそれだけ全国で必要だというふうな制度だと思いますので、そういうふうに考えればやはりそうなのかというふうに思っています。町長に代わりましての話なのですけれども、当然そういうようなこと、仕組みになりますと町村会なり、地方6団体といいますか、そういう中でやはり国のほうにも要望していくというのは、今後当然話題としてというか、制度の協議といいますか、そういう中では当然提案をしてそういう声を上げていくというふうな取り組みを行っていくというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 今回地方創生をつくるときに国家公務員というか、国からいろんな支援員をよこしてくれていますね。そういった方々を通して、財政の厳しいところの状況をしつかり知っていただいて、そういった方々の口からもやはりこれは統一してやっていかなければいけないというふうな運びになるように、ぜひそういう方たちにも声を届けてもらえるような方法を取っていただきたいというふうに思います。それは思うということ。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 補足になるのですが、確かに今吉田議員がおっしゃっていたとおりでございます。今国は人口減少と少子化対策を重要項目で地方創生の今戦略会議を立ち上げています。それとはまた別に、例えば高齢者の介護保険とか、水道料、下水道等々も本当は日本の国と一緒に住んでいるのだけれども各市町村で違いがあるという、この事実もありますので、これはまた優先順位も含めて北海道町村会、全国の町村会もありますし、いろんな場面で国に訴えかける場面もありますので、この辺は白老町だけではなくて近隣市町村ともちゃんと協議を進めて意思を統一した中で訴えていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。当然これは一部ということなのですね。小学生の通院や中学生の通院はそうではないということなわけです。ここまでやればどれぐらいかかるのかということと、公約でいえばここまでというふうに私は押さえるのだけれども、これを今回は無理にしても、これはやはり将来的にはここまでやらなくてはいけないだろうと。当然むかわ町のように高校まで医療費無料化ということもございます。そういうことを一つの政策として打ち出すということは、やはりどれぐらいかかって、いつまで実行するかということがないと政策的には成り立たないものだと私は思うのです、ですからそういう点で言えば、考え方で結構です。小学生と中学生までの医療費を完全に無料化した場合どれぐらいかかって、高校までやればどれぐらいかかって、高校は公約の中で言ってらっしゃらないからそれはわかっています。中学生までの医療費ということ言えばここまでやるという、任期もございますけれども基本的な考え方としてはそこまでやるという考え方でいいかどうか、その点だけ。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 今のご質問ですが、今このたび中学校までの入院を無料にするという形になりましたが、あと残っているのが中学生までと限定しますと小学生の通院と中学生の通院と、この二つになります。それでこれは25年度の医療費の実績で推計した数字ですが、小学生の通院を全額助成しますと1年間で約1,310万円ぐらいかかります。あと中学生の通院の助成をすると、中学生の通院については660万円ぐらい助成する形で無料化になるという形になって、合計ですと1,970万円ぐらいですか、助成額なる予定です。すみません、高校までは資料を出しておりません。以上です。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 公約の中では全額医療費無料という形でうたわさせていただいて、何

とか今回一部ということで町民の方には理解を得ながらやらさせていただきたいというふうに考えております。政策の中では全額医療費無料ということは目標に掲げておりますので、ただ大淵議員も重々わかっているとおり財政健全化のプランの最中でありますので、その中でも優先順位は上のほうで考えておりますのでプランの中で財政が許す時期が来れば全額医療費の無料にしたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） その部分はわかりました。もう一つやはり償還払いではなくて委任払いというのですか、何か代払いをするような方法とか、あるいは新たな形では、やはりむかわ町のようなことも含めて考える必要があるだろうと、新たに入る場合です。例えば通院の部分で入る場合はそういうことも含めてやはり町民が使いやすいということがとても大切だと思うのです。ですから端的に言えば私はその部分は改善すべきと、この間も質問が出ていましたからわかっているのですけれども、その部分はこの二つの点で改善すべきと思うのですけれども、その考え方だけ。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 医療費の助成方法なのですが、今回の助成については現金給付というか、現金払いですね。口座に振り込むというような形で病院の窓口で1回払ってもらって、その領収書を持って申請してもらって本人の口座に振り込むというような形をとらせていただいています。それとは逆に現物給付と申しまして病院のほうの窓口では何も払わなくていいと、病院のほうから町のほうに請求がきてそれを払うと、これを現物給付と言いますけれども、これにつきましてはこの間のときもお話しましたが、まず医師会とか、各機関とか、医療機関との話し合い、協定とかという話があるのですが、そのほかに今町のほうで医療福祉システムというものでシステム化しているのですが、その改修の経費もかかってくると、これは単年度だけなのですが。そのほかに病院のほうに対して手数料、請求手数料を払わなければならないという形になっていまして、今1件216円かかっているのですが、それがかかってくると。町の財政負担もふえるというようなこともあります。そういうような観点から、この現物給付では今すぐこれからできるかというとなかなか難しい部分があるのかというふうに認識しております。ただ国保連合会を通してやる方法もあるということでも聞いていますので、その辺全て含めて、当然財源的なこともありますけれども、そういうことを全て含めて検討していく余地はあるのかというふうには考えております。今の段階ではこういうような状況であります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。それは十分理解していますし、それで私は結構だと思います。ただ町民へのサービスということを考えたときに、例えば216円のお金が多いか少ないかは別です。やはりそういう親切さが行政にないと逆に言うありがたみを受けるほうがありがたいとなくなってしまうたら困るのです。だから私が言っているのは、そういう方向で、積極的に前向きな姿勢できちんとそこはやっぱり検討をきちんとして、こういう理由だ

から今はこうだけど変えます、それから通院の場合は現物支給ではなくてもプレミアム商品券みたいな形でやるとかという違った方向をきちんと示して、町民が本当によかったと思うようにしてほしいということなのですから、将来的にどうですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 言われていること十分わかります。サービスの向上ということ言えばやはり町民のほうにまるで手間がかからないといえますか、そういう窓口での現物給付ということで全部支払いも何もないというのが1番ベストなサービスなのかというふうに思います。今十分検討をしていきますけれども、総体的に考えてどうなのかということを検討いたします。ただここで今回スタートさせてもらいますけれども、やはり町民の方が不便だとか、これでいいだとか、いろんな声が出てくるとお思いますので、そういうことの声も踏まえた中で、それから総合的にということとは先ほどのシステムの関係だとか、病院との協定の関係だとか、一部経費がかかるだとか、そういうことも踏まえた中で検討させてもらいたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今議論がありましたけれども、本当に財政厳しい中、町長が公約の一部でもやって第一歩を踏み出したということは、やはり町長をはじめ職員の英知がこれに結集して一つの制度設計ができたと思いますので、町民も一部ですけれどもそういう部分でいいのかこう思っています。それで実務的なことを質問します、条例制定ですから。それで第3条の受給資格者の部分です。これはこの中でその受給者の対象となるものということで町内の区域に住所を有する世帯に属すると認められている子供ということで、この条文解釈の問題で今後問題はそんなに大きくなりませんけれども、十分に実務上で考えられる問題なのだけでも、その子供の住所要件はうたっていないのです。ですから白老町に住所がなくてもここでいっている前段の受給者対象になる者は白老にいるけれども、その保険証とか何かに入ってその子供が白老に住所がなくても対象になるのかどうか。これは白老町の条例ですから。その部分です。これは十分に懸念されるのです。ここで具体的に言いませんけれども、皆さん考えたら大体わかると思いますけれども。その辺の子供の住所の要件についてはどうなのかということです。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 第3条の受給資格者というところで子供の要件ということのご質問です。それで一般的には、例を出しますと白老町に住んでいて子供さん2人、小学生が2人というような形では当然住民票も同じお父さん、お母さんがいて子供さんと同じような一つの世帯での住民票になっていると思います。ただ、今現在乳幼児助成制度、医療費助成制度を白老町でも現在やっていますけれども、こういうような対象者、住民票が白老にないというお子さん方というのは実際に例としてはございません。ただ、今前田議員さんおっしゃったように今後いろんな形で発生してこういうようなケースも出てくることは考えられます。それでここでうたっていますのは、基本的には一般的に住民票があって、その中での世帯の中の子供さん

方を対象にするという考え方なのですが、例を出しますと札幌に住民票があるお子さんとご両親がおられて何らかの理由で白老のおじいちゃん、おばあちゃんのところに来ていると、そういったときに白老で病院にかかったと、白老以外でもいいのですけれども子供さんが病院にかかったと。その場合、ではどこに申請権があるのかというようなことなのですけれども、ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、その札幌にいるお父さん、お母さんの生活状況、経済的状況もあるでしょう。そういうふうな中でそういうようなことで白老に来ているというときに、そのほか小学校であれば乳幼児の対象になっていますので乳幼児の受給権というのはのほうで受給資格証が出ているはずだと思います。なので基本的には札幌のほうでその乳幼児の助成を申請するというのは基本的にはなるとは思いますけれども、それ以外札幌でその今回子供医療費という形で白老町で助成する、もし白老町での住民票があれば間違いなく白老町で助成する分、今度の子ども医療費の部分で助成ができます。ただそういう状況、経済的な状況、その中で子供さんに対する医療費を何らかの理由で白老町で助成するというようなこともあり得るというようなこと含みを持たせた条文になっているというふうに考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私が心配しているのは、白老町が仮に助成が今畑田町民課長が言ったところに住んでいる人が、そこの自治体より白老町のほうの子供のこの医療費助成制度がいいとなって、事情のある人の親がいて、子供が疾患があると、病気があると、ではじいちゃん、ばあちゃんのほうが制度がいいから白老に行きましょうと行って、仮にじいちゃん、ばあちゃんのところの保険証に入って子供の住民票がなくても、かかったときにどう判断するかということが今後そういう部分で出てくると思うのです。当然地方の差別化されていますから。私はそういう懸念をしているのです。多分悪用はないと思いますけれども、裏を返せば言葉は言いませぬけれどもあると思います。それで私が言いたいのは、白老町がせっかくなつくった医療費の条例ですから、そういう条文解釈というのをきちんとしておかないとだめだと思うのです。ときの理事者とか、ときの課長が条文をつくったときにそのときの解釈であって、また人がかわれば変わってきますから。ここでいえば規則で定めるといっていますけれども、やはり要綱とか何かとか実例を調べて、やはり一つの歯どめ、あるいは子供を救うためにもそういう部分の要綱等をきちんと定めておかなければ、現場では混乱してくると思います。そういう部分についてはどうかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 今前田議員おっしゃられているとおり、ここの条文だけを読むと具体的な中身とかいうものが実際に目に見えないですし、実際悪用しようとするれば悪用する方もおられないとは思いますが、そういう意味合いで私ども今乳幼児制度とか、3制度、重度身障者、ひとり親制度、これは北海道と共同で実施しているところなのですが、北海道の考え方、あるいは近隣市町村の考え方も参考にしながら今後要綱というように形で具体的なものを、こういう場合には白老で申請できるとか、こういう場合は住所のあ

る市町村でやるのだとか、そういうものを今現在要綱もある程度つくっているのですけれども、その中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 非常に前向きな答弁で、お願いしたいと思います。ただ文書化にして、非常に難しいと思うけれども、ぜひそういう今言った部分のことがきちんと誰がかわっても制度がきちんといけるようにだけはしておいてほしいと思っています。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 繰り返しになりますけれども、もう一度この部分で足りない部分といますか、そういう部分を要綱なりを作成した中で盛り込んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか。12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 本間です。端的に1点だけお聞きしたいと思います。この条例今いろいろ前田議員から出ていましたが、いろいろとまだいわゆる周知しなければ本当にこれはなかなか、本当はいわゆる対象者が子育て中の親御さんなので詳しく本来説明しなければならぬとは思いますが、まず周知方法、広報等々で今月号か来月号かわかりませんが周知するとは思いますが、これは周知方法についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） この医療費助成制度の周知方法ということでご質問でした。それで今本間議員おっしゃられたように、この条例が可決されましたら7月の広報にまず1回目として周知いたします。その後3月まで年度内もう1回、計2回ぐらいます広報で周知したいと考えています。あと当然町のホームページでも掲載していきます。あと今考えているのは対象者が一応中学生までという中で小中学校につきましては教育委員会のほうにちょっとお願いをして、例えば校長会とかそういう中で校長先生に説明した中でチラシを生徒さんに配付していただけるような形を今考えているところです。あと幼稚園、保育所にしても、保育所関係は園長会とかそういう子ども課のほうであるというようなお話も聞いておりますので、そういうようなところで周知していきたいと。個別に小中学生と同じように配布チラシを配っていただけるような形でお願いしたいというふうに考えています。あと乳幼児健診等がございますので、これも健康福祉課のほうにお願いする形になりますけれども、チラシをつくりましてお父さん、お母さん方にその健診のときにこういう制度ができましたという形で配布していただければというふうに考えております。あと当然新たに白老町に転入する方もおられますので、そういう方については窓口でそういうチラシを置くとか、直接対象者になる方には漏れないような形で周知に努めていきたいと今考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 本間です。本当にこれは今疑問とか質問とかいろいろこれから出ると思いますが、この窓口は1本健康福祉課でいいのかという確認、窓口がどこになるのかというのと、これは多分広報かそういうところに出ると思いますが、そういうところをちゃんと

専門というか、どなたでも恐らく答えられると思うのですが親御さんとしてみればこういう制度も条例も当然中身も知っていないとだめだし、制度いろいろ図表、フロー図もありますけれども、そういうようなところでいろいろ疑問を持つ親御さんもいろいろ質問出てくると思いますので、その辺のいわゆる丁寧な質問というか、その辺やっただけなのかどうかというのもそうですけれども、そういう窓口もきちんとあると思いますので、その辺のちょっと確認だけして終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 一応この子ども医療費助成条例の窓口、医療費助成の窓口は町民課のほうが窓口になっております。あといろんな形で当然ご質問とか、連絡いただく場所は当然町民課という形で私ども町民課のほうで職員が対応してご説明するような形になっていくと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町子ども医療費助成条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。